

公共交通事業者等物価高騰対策支援金のご案内

1 趣旨

物価の高騰が長期化する状況の中、その影響を大きく受ける路線バスや貸切バス、タクシー事業者に対し、支援金を交付するものです。

2 支援対象者

令和6年4月1日現在、留萌市内に本店及び営業所（道路運送法に基づく事業計画で定める営業所）を置く路線バス、貸切バス、及びタクシー事業者又は留萌市内を経由する都市間バス等を運行する路線バス事業者

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス）
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス）
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定事業者は除く。）

※ただし、暴力団等に関与がないことが要件となります。

3 支援額

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス）

・基本額 50万円

・加算額 ① 市内に営業所を置く場合

市内の営業所に配置する事業用車両 1台につき5万円

② 留萌旭川線を除く市内を経由する都市間バス等を運行する場合

留萌旭川線を除く市内を経由する都市間バス等の往復便 1便につき5万円

- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス）

・加算額 市内の営業所に配置する事業用車両 1台につき5万円

- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定事業者は除く。）

・基本額 50万円

・加算額 市内の営業所に配置する事業用車両 1台につき3万円

4 申請手続き

- (1) 申請書類 ア 公共交通事業者等物価高騰対策支援金交付申請書(様式第1号)
 イ 事業の許可を示す事業許可証の写し
 ウ 誓約書兼同意書

- (2) 申請受付期間 令和7年2月3日（月）～令和7年2月28日（金） **【必着】**

- (3) 申請方法 郵送等により、留萌市役所政策調整課までご提出ください。

【お問い合わせ・宛先】

〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地の1

留萌市地域振興部政策調整課政策調整係

電話 0164-42-1809 FAX 0164-43-8778 E-mail kikaku@e-rumoi.jp